

# 合併公告

平成25年4月22日

株主および債権者各位

東京都千代田区九段北四丁目2番6号  
レカムホールディングス株式会社  
代表取締役社長 伊藤 秀博

当社（以下「甲」といいます。）は、平成25年6月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、レカム株式会社（本店所在地：東京都千代田区九段北四丁目2番6号 以下「乙」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

これにより効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することとなります。

なお、この合併は、甲は会社法第796条第3項、乙は会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

また、効力発生日をもって、甲の商号をレカム株式会社とする予定であります。

## 記

1. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内に書面によりその旨をお申し出ください。
3. 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
  - （甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。
  - （乙）平成25年4月22日付官報59頁（号外第86号）に掲載しております。

以上